## 審査基準及び標準処理期間整理個表

処	分		名	社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請への決定			
処分	<b>分</b> の	概	要	低所得で生計が困難な方について、介護保険サービスの提供を行う社会 福祉法人等が利用者負担を軽減することについて申請を受け決定する。			
根数	1. 法	令	名	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利 用者負担軽減制度事業実施要綱(平成17年9月30日要綱64号)			
条			項	第6条			
所	管		課	介護保険課			
経由機関での処理期間						なし	
所管課での処理期間						7 日	
標	準 処	理	期	間	計	7 日	

判 断 基 準

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱第4条の規定による。

## 【根拠法令等】

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要 綱

## (軽減対象者)

- 第4条 利用者負担の軽減対象者は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者のうち、生計困難者 (次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。以下同じ。)及び生活保護受給者とする。
- (1) 第6条第1項に規定する軽減の申請を行った日の属する年度(申請日が4月から7月までの間の日である場合は前年度)における市町村民税が世帯主及びその世帯に属する全ての世帯員について課されていない世帯又は免除されている世帯であること。
- (2) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (3) 預貯金等の額が単身世帯で350万円,世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (6) 介護保険料を滞納していないこと。

## (申請)

- 第6条 利用者負担の軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書 (様式第1号)に収入状況が確認できる書類を添付し、その者に介護保険サービスを提供している法 人を経由して、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受けたときは、その内容を調査し、軽減の適否を審査の上、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)によりその結果を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の通知を行う場合について、軽減対象者として決定した者については、決定通知書にあわせて、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(様式第3号。以下「確認証」という。)を交付するものとする。

